

外国貨物の蔵置等を行おうとする場所に係る届出について

標記について関税法第42条の規定により、下記のとおり公告する。

記

- 1 届出者の住所及び名称  
東京都港区東新橋一丁目9番3号  
日本通運株式会社
- 2 届出に係る場所（保税蔵置場）の名称及び所在地  
日本通運株式会社航空事業支店  
原木インターナショナルロジスティクスタウン保税蔵置場  
千葉県市川市原木2526番地23
- 3 保税蔵置場の構造、棟数及び延べ面積  
鉄筋コンクリート造5階建・6階建及び土地  
2棟 1,156.50平方メートル
- 4 蔵置貨物の種類  
輸出入一般貨物
- 5 許可期間  
自 平成27年12月 1日  
至 平成28年 1月22日

平成27年12月 1日

東京税関長 大川 浩